

法人春日部

11月号

2025年(令和7年)11月7日発行

No.204



蓮田市 ヒガハス



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号

TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



本年7月10日の国税庁定期人事異動で、(前)国税庁 関東信越派遣監督評価官 室長の堀口有紀子氏が、第66代春日部税務署長に就任されました。
山田一徳会長と前澤初夫広報副委員長が訪問してインタビューをさせていただきました。

山田一徳

山田会長 本日はご多用のところお時間をいただきありがとうございます。

新たに着任された堀口有紀子春日部税務署長にお伺いいたします。署長は、今まで、どのような部署でお仕事をされてこられたのですか。

堀口署長 これまでは主に法人課税関係部署を中心として、課税関係事務に従事してきました。また、酒類業調整官として酒類行政事務に従事したり、税務大学校で主任教授として研修生に税法を教えるなど、様々な事務に従事しておりました。主任教授としての勤務では、全国から集まる教授陣や研修生との交流がとても良い経験となりました。前任は、国税庁関東信越派遣監督評価官室室長として、国税庁の事務運営を総合的視野に立って検証し、税務行政の刷新改善に資するための事務監察と、実績の評価に関する事務の実施を指揮してきました。

山田会長 監督評価官室ですか。あまり馴染みのない部署なので、概略をお聞かせいただけますでしょうか。

堀口署長 事務監察は、職員からアンケートやヒアリング等を通じて国税庁全体の事務の現状を正確に把握して、事務運営の在り方等を総合的に検討し、税務行政の改善事項を提言する監督事務と行政文書等の管理及び取扱いの徹底を図ることを目的として、国税局・税務署、税務大学校地方研修所等に対し行政文書等の事務監察があります。

また、国税庁の実績の評価は、国税の使命

並びに国税庁の事務の実施基準及び準則に即して、財務大臣が作成・公表する「国税庁実績評価実施計画」に基づき、国税庁が所掌する事務について、あらかじめ達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、評価結果を公表するなどしています。



CONTENTS

税務署長対談～山田会長が堀口新署長と会談～	2～4
春日部税務署定期人事異動	5
第11回「税に関する絵はがきコンクール」審査会を開催	6
第41回法人会全国大会高知大会を開催	7
令和8年度税制改正提言・税制改正スローガン	8～9
県税からのお知らせ	8～9
第59回「税についての作文」春日部法人会長賞受賞作品	10～11
税務署だより	12～15
女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました	16

青年部会の皆さんが租税教室講師を務めました	16～17
第19回全国女性フォーラム北海道大会開催	17
青年部会公開講演会を開催	18
支部だより 春日部支部 第27回親子マネー講座を開催	19
法人会の会員サービス	20
想うがまま 春日部支部、白岡支部	21
新入会員ご紹介／会員増強運動展開中	22
経営者のリスク管理～遺産分割争いに向き合う～	23
福利厚生制度推進連絡協議会を開催／第15回会員交流ゴルフ大会を開催	24

堀口有紀子

春日部税務署長

山田会長 いやはや、すごい部署にいたという事だけは分かりました。

ところで、堀口署長の出身地はどちらになりますでしょうか。

堀口署長 前任や前々任の署長が新潟や栃木など他県の出身でしたが、私は近くのさいたま市の出身となります。地方色豊かな話はできないかもしれませんが、翔んで埼玉の主人公のセリフのように、「埼玉愛はないのか？」などと、地元埼玉の話では法人会の皆様と一緒に盛り上がる事ができると思います。

山田会長 春日部からも近いさいたま市のご出身とのことで、親近感がわいてきますね。

さて、このあたりで税務の話をお聞きしたいのですが、本年の7月から春日部税務署においては内部事務のセンター化が始まったと聞いております。内部事務のセンター化導入後で変わったこと事がありますか。また、センター化に対応するために春日部署ではどのような取組を行っていますか。

堀口署長 春日部税務署におきましては、内部事務のセンター化に伴い、本年の人事異動において職員数が大幅に減少しました。

職員は少なくなりましたが、納税者の皆様にご不便をお掛けしないよう、体制を整えながら窓口事務や相談事務等を実施するとともに、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに積極的に取り組んでおり、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて施策を進めていくこととしております。

中でも、「事業者のデジタル化促進」については、政府全体の重要課題であり、国税当局としても貢献していくことが重要であると認識しており、e-Taxにつきましては、法人会の皆様のご協力をいただきながら、その一層の普及及び定着に努めているところです。

特に、「キャッシュレス納付」や「納税証明のオンライン請求」については、納税者の皆様の利便性が向上することはもちろんのこと、税務行政の効率化にも繋がるものと考えておりますので、積極的な周知と利用勧奨に取り組んでいますので、法人会の皆様にも是非ご利用いただくようお願いいたします。

(次ページへ続く)

春日部税務署新署長に堀口有紀子氏が着任



期日：令和7年10月3日（金） 於：春日部税務署 署長室
（写真撮影）前澤広報副委員長

<蓮田市 ヒガハス>

JR 宇都宮線の東大宮駅と蓮田駅の間にある農地の通称であり、鉄道写真の撮影スポットとして知られています。



また、年明けに始まる令和7年分確定申告では、スマートフォンで簡単に確定申告書を作成することができますので、お手元にスマートフォンのほか、マイナンバーカードと2種類の暗証番号をご用意いただき、自宅でのスマートフォンによる申告書の作成・提出をされますようお願いいたします。

山田会長 今後はますますe-Taxの必要性が増してくると感じており、法人会でも顧問税理士の協力をいただき、役員企業の100%利用を目指しています。スマホでの確定申告書作成もよりスムーズになったようですので従業員の利用も進めていきたいと思っています。

ところで、令和7年度の税制改正で所得税の基礎控除の見直しが行われたところですが、どのような内容でしょうか。

堀口署長 今までは、基礎控除48万円と給与所得控除の最低保障額である55万円の合計103万円が「壁」とされていました。

令和7年度税制改正により、上乗せ特例を含めた基礎控除95万円と給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、合計160万円までの年間給与収入に対しては所得税が課税されないこととなりました。

また、新たに創設された特定親族特別控除では、特定親族の給与収入が150万円までは従来通り、親の所得から63万円の控除となります。また、特定親族の年収が188万円までは、段階的(9段階)に控除額が減少しますが、特定親族特別控除が適用可能となります。

本改正は、令和7年12月の年末調整から適用されることから、源泉徴収義務者が適切に制度改正に対応できるよう、効果的な周知・広報や丁寧な相談対応に努めてまいります。

山田会長 なるほど、状況は分かりました。改正内容をよく理解して年末調整事務に当たる必要がありますね。

最後に、春日部法人会に対してどのような活動を期待されるのか、お言葉をいただければと思います。

堀口署長 春日部法人会の皆様には、税務署と良好な連携・協調関係を築いていただき、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていますことに、改めまして感謝申し上げます。地域のオピニオンリーダーとして、税に関する各種研修会やe-Taxの普及促進、「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上など、積極的かつ継続的に取り組んでいただいております。

また、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を毎年実施されているほか、租税教室を開催するなど租税教育にも貢献されております。私どもとしましても、法人会の皆様方と一層の連携協調を図り、積極的な情報交換を行うなど、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。

山田会長 本日はご多忙の中、広報紙面へのご協力をいただき、ありがとうございました。

「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて取り組みます。

堀口有紀子署長

今後ますます必要性が増してくるe-Tax。役員企業の100%利用を目指しています。

山田一徳会長



春日部税務署の 定期人事異動

令和7年7月10日発令で春日部税務署の定期人事異動がありました。

主な転入者の異動の速報を「法人春日部第203号(令和7年8月発行)」に掲載しました。

今号では、転入された皆様に

①前任地

②趣味・特技

③好きな言葉・モットー

をお伺いしました。(敬称略・順不同)



副署長
(法人担当)

中野 幸宏

- ①東京国税局 調査第一部 特別国税調査官
- ②温泉、猫、長距離運転
- ③ポジティブシンキング



副署長
(個人・資産担当)

五十嵐 大

- ①国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐
- ②読書(主に漫画)
- ③和を以て貴しと為す



特別国税調査官
(広域事務処理担当)

井上 彰夫

- ①浦和税務署 国税指導官(法人担当) 国税指導官
- ②料理・温泉
- ③前向きに、着実に、速やかに



法人課税第一部門
統括国税調査官

加倉田 崇

- ①西川口税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
- ②剣道(指導者)、農業、水族館巡り、落語(入船亭)
- ③初志貫徹、基本に忠実に



法人課税第二部門
統括国税調査官

西澤 沙織

- ①関東信越国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官
- ②音楽
- ③臨機応変



法人課税第五部門
統括国税調査官

鈴木 雅美

- ①関東信越国税局 総務部 税理士監理官 税理士専門官
- ②旅行、ボウリング
- ③失敗は必然、成功は偶然



法人課税第七部門
統括国税調査官

権田 忠明

- ①関東信越国税局 調査査察部 資料情報課 査察機動専門官
- ②旅行
- ③地道に



審理専門官
(法人担当)

森 武志

- ①大宮税務署 国際税務専門官(法人担当) 国際税務専門官
- ②鉄道旅行
- ③一步一步確実に



法人課税第一部門
連絡調整官

佐藤 秀幸

- ①鹿沼税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官
- ②日帰り温泉
- ③開心見誠



法人課税第一部門
上席国税調査官

荒井 雄大

- ①国税庁 長官官房 参事官付 次世代システム導入準備担当
- ②温泉巡り
- ③筋を通す・道理を弁える・仁義を切る

異動・退任された皆様、大変お疲れ様でした

署 長	大 原 一 也〈役職定年〉
副署長(法人担当)	須 藤 勝 幸〈関東信越国税局 総務部 税務相談室 主任税務相談官〉
副署長(個人・資産担当)	森 川 光 宏〈辞職〉
総務課長	岡 村 透〈関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官 宇都宮派遣〉
管理運営第一部門統括国税徴収官	秋 田 亘 大〈越谷税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官〉
個人課税第一部門統括国税調査官	久 保 田 竜 徳〈関東信越国税局 課税第一部 課税総括課 課長補佐〉
特別国税調査官(広域事務処理担当)	大 須 賀 一 正〈関東信越国税局 総務部 業務センター 国税管理官〉
法人課税第一部門統括国税調査官	北 原 孝 弘〈浦和税務署 特別国税調査官(法人担当) 特別国税調査官〉
法人課税第二部門統括国税調査官	小 鷹 由 起〈浦和税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官〉
法人課税第五部門統括国税調査官	山 本 富 美 江〈関東信越国税局 課税第二部 法人課税課 源泉所得税事務集中処理センター室 源泉納付指導専門官〉
法人課税第七部門統括国税調査官	小 松 敏 克〈関東信越国税局 調査査察部 査察第五部門 主査〉
審理専門官(法人担当)	藤 田 義 貴〈辞職〉
法人課税第一部門連絡調整官	中 澤 聡〈熊本国税局 鹿児島税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官〉
総務課長補佐	矢 部 か お り〈浦和税務署 管理運営部門 総括上席国税徴収官〉
法人課税第一部門上席国税調査官	藤 田 敬 子〈関東信越国税局 総務部 業務センター 国税管理官〉

第11回 ぜい かん 税に関する 絵はがきコンクール 審査会を開催

主催：公益社団法人 春日部法人会
公益財団法人 全国法人会総連合

後援：国税庁、春日部税務署管内租税教育推進協議会、
春日部市教育委員会・さいたま市教育委員会・久喜市教育委員会・
蓮田市教育委員会・幸手市教育委員会・宮代町教育委員会・
白岡市教育委員会・杉戸町教育委員会



税に関する絵はがきコンクールは、小学生が「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んだ知識や感想を「絵はがき」に表現することで、税に対する理解をより深めることを目的に、全国の法人会女性部会が実施する事業です。

春日部法人会では、各市町教育委員会のご協力をいただき、第11回を数える実施となりました。コロナ禍により応募が減った時期もありましたが、春日部税務署管内公立小学校90校中54校、2,220人という、多くの参加校、参加人数となりました。

今回の審査は、春日部税務署の堀口有紀子署長もリモートで選考に参加いただきました。

専門家の先生による講評では、絵はがきという通信手段は、美術的にはポスターの部類に入る作品で誰に対して何を伝えたいかを考え、その描写を自分たちの後に続く児童たちへの励ましとともに身の回りのことを税という公的負担と絡めてその想いを伝えようとする観点が見受けられた。また作品の質が年々高くなっており、学校では教えられていないレタリングなどの文字修飾も工夫を凝らしたものへと進歩してきました。税に関する絵はがきコンクールが学校にも浸透してきていると思います。発想の豊かさとともに、描画にも進歩が見られ

るなど子どもたちの取り組む姿勢の変化について述べられました。

コンクールへの応募が、児童の皆さんの税に対する理解を深め、将来に役立つことを期待しています。

入選作品は、広報誌やホームページに掲載するほか、春日部税務署にも掲示されます。



法人会キャラクター けんたくん

審査会 令和7年10月6日(月)
於 春日部商工会議所会館

当会役員に加えて、専門審査員として春日部税務署・美術教育者(元美術教育連盟常任理事)などを迎え、審査会を行いました。

多くの作品からの選考は大変ですが、女性部会の皆さんも「子どもの絵の構図や色使いなどの評価の仕方」などのレクチャーを受け、取り組みました。



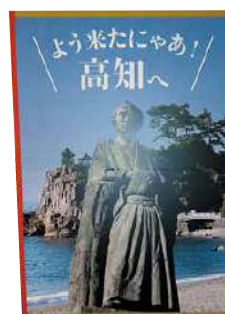
第41回 法人会全国大会 高知大会を開催

～全国から1,600名の企業経営者が集結～

令和7年10月16日(木) 高知県立県民文化ホール



はりまや橋



10月16日木曜日、関東はやっと涼しくなりましたが、高知土佐はまだまだ残暑の中、高知龍馬空港に到着しました。高知市の県民文化ホールにおいて江島一彦国税庁長官や西森裕哉高知県副知事など多くの来賓を招いて全法連全国大会を開催しました。

春日部法人会では山田一徳会長、染谷重明副会長、富田英則副会長、井上堅一副会長、田口義明税制・研修委員の5名が参加しました。

全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研鑽を通じ、より一層連携を深めることを目的に年1回開催しています。

全国から集まった1,600名の企業経営者へ、ウェルカムイベントとして、よさこい鳴子踊りが行われ、第一部の式典が始まりました。

令和8年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動の報告、健康経営活動の報告などが行われました。

その後、元ローソン・ジャパン社長、一般社団法人SDG'sソーシャルデザイン協会名誉顧問の都築富士男氏により「変化の時代の経営、危機をチャンスに」という演題で、記念講演が行われました。

大会宣言は、概ね次のとおり。

昨年、日本銀行はマイナス金利政策を解除し、「金利のある世界」に回帰したが、今後も金利上昇が続けば、国債の利払い費の増加が財政を圧迫しかねないことから、財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

食料やエネルギーなどの価格高騰を契機に消費者物価も上昇し、デフレ期からインフレ期への転換期に突入するなど国民生活や産業に大きな影響を与えている。中小企業の経営環境は深刻化する人手不足や継続的な賃上げ等により厳しさが増し、さらに米国トランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、経済の先行きを不透明にしている。

地域経済や雇用の担い手であり、日本経済の礎である中小企業の活性化を促進するために「中小企業の活性化に資する税制措置」「事業承継税制の拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和7年10月16日
全国法人会総連合 全国大会



令和8年度 税制改正に関する提言 (概要)

公益財団法人 全国法人会総連合

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。

そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があるとあり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長 等

県税からのお知らせ

「eLTAX(エルタックス)」で申告・納税! 申請・届出も提出できます!

埼玉県では、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX(エルタックス)」)を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税・県たばこ税・軽油引取税の申告・納税受付を行っています。利用開始方法など、詳細についてはeLTAXホームページをご覧ください。

また、県税に関する申請・届出の一部については、

eLTAXにより電子的に提出することができるものもあります。eLTAXホームページでご確認ください。

是非、eLTAXをご利用ください。

【お問合せ先】

eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク

ハイシンコク

(電話 0570-081459)

※上記の電話番号でつながらない場合(電話03-6745-0720)

各県税事務所又は県税務課

(TEL 048-830-2657 FAX 048-830-4737)

令和8年度 税制改正スローガン


社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！

企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！

本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！



県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納税通知書により、納期限(12月1日(月))までに忘れずに納付してください。

個人事業税は、スマートフォン決済アプリ(りそなグループアプリ、PayPay、PayB、auPAY、ファミペイ、d払い、楽天ペイなど)から納税通知書の「eL-QR」を読み取って納付することができます。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納付することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

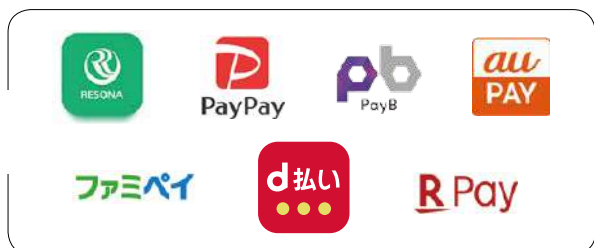
納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

納税は
安全・便利・確実な
口座振替で！



個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和8年度からご利用いただけます。

個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所
又は県税務課(電話048・830・2664)へお問合
せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税
(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>) | をご覧ください。



中学生の 「税についての作文」

38校から3,135編の応募

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集・審査が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で59回目となる歴史ある事業です。法人会では、全国組織である全国法人会総連合が後援しています。

全国では令和3年度に6,482校、450,142編、令和4年度に6,595校、460,918編、令和5年度に6,457校、445,945編、令和6年度に6,489校、435,572編の応募があり、大変多くの生徒が参加しています。

今年度は、春日部税務署管内の中学校50校のうち38校から3,135編の応募があり、9月18日、春日部税務署において地区審査会が行われました。

今年の作文は、医療、介護、子育てなど、社会保障費への税負担と災害対策や道路などのインフラ整備についての税の使いみちなどの作品が見られました。さらに、教育活動や公共サービスと税の関わり、将来、納税者となったときの心構えなど、中学生の視点で、税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、さらに県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では、審査結果と優秀作品を紹介します。



春日部法人会会長賞決定!

地区審査会の結果、今年度の春日部法人会会長賞が決定しました。

**さいたま市立城北中学校 2年
中村 亮介さん**

『自分の生活と税』

「税についての作文」 優秀協力校へ法人会支部長賞を贈呈

春日部法人会では、租税教室と同様、中学生の時期に税について考えることは、意義のあるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

春日部法人会各支部では、特に応募に功績のあった下記の学校に支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立緑中学校	幸 手	幸手市立西中学校
岩 槻	さいたま市立城北中学校	宮 代	宮代町立前原中学校
久 喜	久喜市立菖蒲中学校	白 岡	白岡市立白岡南中学校
蓮 田	蓮田市立平野中学校	杉 戸	杉戸町立杉戸中学校

入選作品の一部は、本誌令和8年1月号、4月号に掲載し、ご紹介します。
今号は春日部法人会会長賞受賞作品です。

春日部法人会会長賞

自分の生活と税

さいたま市立城北中学校 2年
中村 亮介さん

僕は、税についての作文を書くにあたり、自分の生活と税がどのように関係しているかを考えました。

健康に生活するための水道や下水道、安全に登校するための道路や信号機のほか、学校で使う教科書やパソコンなどの機器も税金で整備されています。さいたま市の中学生は病気やけがのとき治療を無料で受けることができます。また緊急時に救急車や警察を呼んでも料金をとられることはありません。こうした身の回りの公共サービスやインフラ整備の税源は税金で、僕たちはその恩恵を受けていることがわかりました。

しかし、税金は嫌われ者だと思います。

税金は国民の義務で税金は社会の会費とも言われます。ですが税金は安い方が喜ばれ、税額や税率に不満を抱く人は多いと思います。その理由を僕は2つ考えます。

1つは社会の多くの所に税金が使われているので、公共サービスなどが税金で成り立っていることを意識する機会が少ないからです。

税金は、当たり前のように身の回りの公共サービスやインフラ整備に使われていますが、それを意識せずに生活できることに感謝し、税金で成り立っているものを大切に使う必要があると思います。



僕の教科書には「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書かれています。この文章から僕たちは、税金の具体的な使い道を知り、感謝でき、社会が税金を通して僕たちの未来に投資していることを認識する必要があると思います。

2つ目は税金を公平に払うことが正しく理解されていないからです。

所得税は所得が多いほど高い税率が適用されますが、消費税は所得が少ない人ほど所得に占める割合が高くなるため不公平感があります。しかし、こうした仕組みにより税の制度全体で公平性が目指されていると思います。また、こうした公平性の考え方を勉強し理解することは、税金のあり方を考えるために重要だと思います。

僕は、小学生の時に「税の教室」で税務署の人から税金の役割や種類について教えてもらったことで税金のことを考える機会になりました。国、県や市町村は、こうした機会を更に多くの小中高等学校、大学でも提供してほしいです。

これからも僕は、税金の恩恵や、税金が社会を支えていることに感謝し、税金の制度や仕組みをよく理解することで税金に関心を持ち続けたいと思います。それが、今は税金を納めていませんが、将来納税者になる僕が今できる事だと考えます。また、自分が税金を納める時は、税金への感謝や知識を生かして、社会を支える責任を持って納税の義務を果たしたいと思います。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。
 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ 令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合
 公的年金等・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。
 なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
 令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります）。
 なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



2 住宅借入金等特別控除について、次の措置が講じられました。

- (1) 子育て世帯等^(注1)が、①認定住宅等^(注2)の新築、②認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得、③買取再販認定住宅等の取得をして、**令和7年1月1日から同年12月31日までの間に**居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額を次のとおりとして、所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額			
	住宅借入金等		再建住宅借入金等 ^(注3)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円		
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		

- (注) 1 「子育て世帯等」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人又は年齢19歳未満の扶養親族を有する人をいいます。
 2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいいます。以下同じです。
 3 「再建住宅借入金等」とは、居住の用に供していた家屋（以下「従前家屋」といいます。）が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった人（令和7年1月1日以後に、再取得等をした家屋を居住の用に供する場合は、従前家屋が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた人に限られます。）の住宅の再取得等のための住宅借入金等をいいます。

- (2) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、**令和7年12月31日以前**（改正前：令和6年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

3 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は**令和7年4月1日以後**に効力が生じる特定法人課税信託^(注1)について適用されます。

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式^(注2)については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとされました。

また、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされました。

- (注) 1 「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行人等（特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいいます。）が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいいます。
 2 「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいいます。

4 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の、①公式参加者に勤務する非居住者、②公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非居住者、③公式参加者が博覧会の会場における一定の任務のために任命する非居住者、④その任務に係る事務の代理をする非居住者、⑤博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与については、所得税が課されないこととされました。

所得税が課されないこととされるのは、**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に**行う博覧会関連業務に係る勤務に基因する給与に限られます。

5 退職所得課税について、次の見直しが行われました。

- (1) 老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限り。）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

この改正は、**令和8年分以後**の所得税について適用されます。

- イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの
 ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

- (2) 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年（改正前：7年）とされました。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。

6 生命保険料控除について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。
この改正は、**令和8年分の所得税**について適用されます。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前：4万円）とされました。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、現行と同様の12万円となります。

7 上記のほか、令和7年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- (1) NISAについて、つみたて投資枠で投資可能なETF（上場株式投資信託）に係る要件の見直し及び金融機関変更時の即日買付けを可能とする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充（適用開始日：令和7年4月1日）
- (3) 本人確認の方法について、署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする措置（適用開始日：令和7年4月1日）
- (4) スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）をe-Taxで送信する場合等の要件に係る次の見直し
- その読取り等の色調について、フルカラーに加え、グレースケールを追加（適用開始日：令和7年4月1日）
 - 送信可能なイメージデータのファイル形式について、PDF形式に加え、JPEG（JPG）形式を追加（適用開始日：令和10年1月1日）
- (5) ジュニアNISA口座のみなし廃止手続の整備（適用開始日：令和8年1月1日）

*** 年末調整の電子化のご案内 ***

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>）



*** キャッシュレス納付のご案内 ***

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Tax を利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。



（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm）

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

（<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>）



女性部会 女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました

6月20日(金)、久喜支部女性部会の皆さんが久喜市立青毛小学校で「租税教室」講師を務めました。

小学6年生の租税教育が1学期の指導項目となり、コロナウイルスも感染症法の2類から5類へと移行し、令和6年度の租税教室の皮切りとなる講義となりました。今年は内容をパソコンのパワーポイントにして児童の皆さんに講義しました。

授業終了後には、先生が子どもたちに今日の授業の感想を求め児童の皆さんから丁寧な感想をいただきました。終了後には1億円の重さ体験を皆さんに体験してもらいました。

6月26日(木)の午後、春日部市立中野小学校で女性部会春日部支部の皆さんが租税教室の講師を務めました。2クラスの児童47名で新しい教材を使って講義しました。終了後は今年から渋沢栄一のデザインとなった1億円の重さ体験を行いました。

7月14日(月)の午後は、久喜市立青葉小学校で女性部会久喜支部の杉田さんと杉戸支部の関さんが租税教室の講師を務めました。青葉小学校はの外壁補修工事中でしたが、児童の皆さんは熱心に耳を傾け、講師の話に聞き入っていました。



春日部市立川辺小学校

7月16日(水)の午前中に春日部市立川辺小学校で女性部会春日部支部の皆さんが租税教室の講師を務めました。夏の暑い盛りに体育館での講義を心配していましたが、体育館には大型のエアコンが6基設置されていて涼しく快適な授業を行うことができました。

9月9日(火)の午前中は春日部市立八木崎小学校で女性部会春日部支部の皆さんが租税教室の講師を務めました。まだまだ暑さの激しい秋口でしたが、冷房の効いた図書室で、講義を行えました。授業終了後はお約束の渋沢栄一翁の1億円の重さを希望者に体験してもらいました。



久喜市立青毛小学校



久喜市立青毛小学校



春日部市立中野小学校



久喜市立青葉小学校



春日部市立八木崎小学校

青年部会 青年部会春日部支部が小学校の租税教室に講師を派遣

6月20日(金)、春日部市立南桜井小学校で青年部会春日部支部の会員の皆さんが講師を務めました。

今年の初講義は、音楽室での授業となりました。青年部会ではベテランの村上さんが、指導を兼ねて久々の講義を行ってくれました。児童の皆さんは、税金が使われているものと使われていないものを判断してマグネットシートを貼付したり、お兄さん講師のお話にとっても熱心に耳を傾けたりして、最後は渋沢栄一翁の1億円の重さを体験しました。



春日部市立南桜井小学校

続いて6月25日(水)、宮代町立笠原小学校で青年部会春日部支部の会員が租税教室の講師を務めました。

あいにくの雨の中でしたが、3クラス90名の子どもたちが講師の先生の話をしっかり聴き、子どもたちの反応もとてもきびきびとした明るい授業になりました。

終了後は1億円の重さ体験をして、会場の集会室後にしていきました。



宮代町立笠原小学校

女性部会 第19回 全国女性フォーラム北海道大会開催

令和7年9月18日(木) 札幌パークホテル

記念すべき第1回女性フォーラムの開催地、札幌。18年の時を経て、再び北海道の地で女性フォーラムが開催されました。

全国からの参加者はおよそ1,600名。第1会場では収容しきれず、第2会場も使い、盛大に行われました。

女性部会の基幹活動である「税に関する絵はがきコンクール」に応募いただき選出された各単位会の作品はどれも見事で、子供たちが税に関して深く理解していることがうかがえました。

春日部法人会からは13名が参加。来年の埼玉大会を見据え、多くの役員の皆さまにご参加いただきました。フォーラムの最後は、埼玉県連の全員で「来年は埼玉でお待ちしております!」のお見送



り。「行くからね!」「楽しみにしているわよ」の温かい声で閉幕しました。

いよいよ来年4月、20年の記念の年に「女性フォーラム埼玉大会」が開催となります。

皆さま、ぜひご協力をお願い申し上げます。



春日部市立備後小学校

7月15日(火)午前の講義も降りしきる雨の中、春日部市立備後小学校で青年部会春日部支部の会員が講師を務めました。

備後小も今では6学年が1クラスとなっています。教室での講義となり、講師となった青年部会の会員さんも若干寂しそうでしたが、授業の反応はとても良く元気に応答してもらいました。終了後はお約束の1億円の重さを体験してもらいました。



春日部市立備後小学校

りそなキッズアカデミーを久喜で開催

春日部法人会では、このほか久喜支部青年部会が、7月25日(金)に埼玉りそな銀行久喜支店で、埼玉りそな銀行の皆さんとともに「りそなキッズアカデミー」を開催し、お金や経済にまつわる内容の講座を開催しました。この中では青年部会久喜支部の会員の皆さんが税金教室を担当しました。





青年部会 桐谷広人氏公開講演会

高配当の優待株がお勧め!

～株暴落はバーゲンセールと思うと良い～

令和7年8月3日(日) 久喜市桜田コミュニティセンター

春日部法人会青年部会は、コロナ禍で中止となった令和2年度を除き、ゴルゴ松本氏、モーリー・ロバートソン氏、小林さやか氏(ビリギャルで有名)、伊藤聡子氏、伊沢拓司氏などをお招きして公開講演会を実施してきました。

今年は、将棋の棋士としても著名で株主優待でも話題となっている投資家の桐谷広人氏をお招きしての開催となりました。

梅田久喜市長や山田春日部法人会長の挨拶の後に自転車で登場した桐谷先生は背負っているリュックもそのまま話し始めました。印象に残ったのは、暴落時はバーゲンセールと思うこと。一般の投資家は暴落が起こると狼狽してすぐに売り急ぎますが、桐谷先生はそこが買い場だとおっしゃいます。優良株がこんなに安く手に入るなんてバーゲンセールと思った方が良いでしょう。中でも高配当の優待株がお勧めだということです。

日本株ならではの株主還元である株主優待を活用しているため、使用期限が毎月訪れる桐谷さん。そのた

め、パスケース(これも株主優待で入手)に入れた期限間近の優待券がケースの中にびっしり。都内の自宅から自転車で向かう北限は川口市とのこと。

今日登場した自転車は演出のための会員の自転車でした。

第一部の講演に続いて、第二部のパネルディスカッションには埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫の社員の皆さんにご参加いただき、投資の心得と成功体験、失敗談などの話題で、笑いあふれる中にも投資の肝の話もあり、来場者の皆さんも真剣な眼差しでお話しに聞き入っていました。

パネルディスカッションの後には、来場者との記念撮影で長い行列ができるほどでした。金融機関ブースにも来場者の皆さんが足を運んだり、資料を受け取ったりしていました。



梅田久喜市長



山田春日部法人会長



春日部支部 青年部会

第27回 親子マネー講座を開催

春日部支部青年部会では、年に2回親子マネー講座を開催しています。

今年も7月26日(土)春日部市のふれあいキューブで暑さの中、熱い心で実施しました。

「マネークラフトⅢ～お金を学んで、お金を増やそう～」のテーマでの投資教育と税金教室の組合せです。

主催者の染谷春日部支部長、ご来賓の春日部市鎌田亨教育長のご挨拶を頂戴し、まず、金融リテラシーについて、資金運用と借入金を固定金利又は変動金利の組合せによる適切な対応はどれかとのクイズから入り、フランシス・ベーコンのお金は肥やしのようなもので、播かなければ役に立たないという言葉、アルベルト・アインシュタインの人類史上最大の発明は複利というお話から始まり、金利、単利、福利の話へと進みます。

次に3匹のリス「かつくん(株式投資)」、「とっくん(投資信託)」、「よっくん(預貯金)」による寸劇やすごろく遊びの実演などを交え、お金の世界でのリスクとは、変動幅のことと学びます。

続いて著名な投資家ウォーレン・バフェットによる「10年待てないなら、株を買ってはいけない」という言葉から、長期、積立、分散投資の理解を深める講義を受けました。

その後、株式会社を応援する投資には、どんな会社が望ましいか、「イケてる会社の社長になろう」と題してのゲームがあり、経営方針の決断を「はらはら会社」、「そこそこ会社」、「わくわく会社」の3人の社長による発言を聴き、子どもたちが回答を選び、企業の成長戦略や株主による投資行動の選択についてファイ



ナンシャル・プランナーの八木陽子先生と助手の鎌田優子先生から学びました。

マネークラフトⅢに続き、ひさおき先生、税キング、お猿のなちゃんによる税金教室が開催されました。親子で投資や税金の勉強が体験でき、夏休みの貴重な機会になったと思います。

終了後の感想を拝見すると、とても良かったとのご意見があり、スタッフ一同も無事に開催できてホットな達成感が得られました。



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者を目指すものの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
～ 全国法人会総連合 ～

公益社団法人春日部法人会 主な会員サービス一覧

○詳しくは下記提携先または事務局へお問い合わせください。

令和7年10月1日現在

種 類	内 容	提 携 先	優 遇 概 略 (金額概算)
インターネット バンキング	初年度手数料 無料 または減免	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料：月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免 (計 23,100円減免) ・りそなビジネスダイレクト (Mini) 基本手数料：月額 3,300円を初年度半年間1,100円に33.3%減免 (計 13,200円免除)
		武蔵野銀行	・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料：5,500円、手数料：月額 6,600円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料：月額 2,200円を初年度全額免除 (計 26,400円免除)
		川口信用金庫	・法人向けインターネットバンキング 基本手数料：月額 3,300円を初年度全額免除 (計 39,600円免除)
		青木信用金庫	・新インターネットバンキング (法人) 基本手数料：月額 1,100円を初年度全額免除 (計 13,200円免除)
		飯能信用金庫	・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料：月額 1,650円を初年度全額免除 (計 19,800円免除)
法人会 サポートローン	各種手数料等 免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスローン「保証革命」・「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料 11,000円免除
		武蔵野銀行	・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇
		埼玉縣信用金庫	・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成
遺言信託	取扱手数料優遇 または 提携信託紹介	埼玉りそな銀行	・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	・むさしの「遺言信託」(遺言作成サポートサービス付) 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	・(株)山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	・ほがらか信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引
貸倒保証制度	法人会専用に設計 された団体取引信 用保険	三井住友海上火災 保険株式会社	お取引先 (債務者) の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします 詳しくは、 https://www.mskhoken.com/houjin/ をご確認ください
企業情報・格付情報 照会サービス	企業間における信用リス ク調査を低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報+格付け情報を2,000円 (税別) で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
ネット医療相談	月1回・ 24時間無料相談	(株)メディカルノート (大同生命・AIG損保・ アフラックの3社の 提携先)	・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得するま で何度でも可 ※月1回とは新しい相談1回を指します。詳細は県連HP掲載のチラシをご確認ください
健康診断	会員割引	はすだセントラル クリニック	・検診予約時に法人会会員である旨を医療機関にお申し出ください ・検診内容、申込書等は法人会HPからダウンロードできます
福利厚生制度	経営者大型総合保障制度 総合事業者保険 がん保険 など	大同生命 AIG損保 アフラック	・詳細は各社ホームページ又は推進員にお尋ねください
NEW 法人会 ビジネス・マッチング	ビジネスマッチング (一部の機能を無償利 用可能)	アメックス アメリカン・エクスプレス (AIG損保ビジネスパートナー)	アメックスのビジネスカードを保有していなくても、ビジネスマッチングのプラット フォームの機能の一部を無償で利用できます (資料添付)
研修・セミナー	税務署・税理士・専 門講師による研修 無償	春日部法人会	・税務署職員や税理士、一流専門講師による税制度や明日からの経営に役立 つ実務研修・セミナーに無償で参加できます ・会員には年4回の広報誌で開催をご案内 ・インターネットを通じたセミナーを無償でご利用いただけます 内容は春日部法人会ホームページをご覧ください
広報誌・資料	定期的に広報誌や資 料を送付、ホームペ ージで迅速な情報提供	春日部法人会	・広報誌/年4回発行 ・税に関する小冊子/年4冊程度 ・ホームページ/毎週金曜日更新
社会貢献活動	公開講演会 地域イベントへの参加 租税教育 など	春日部法人会	・著名な講師による公開講演会の開催、学校への演奏家や講師派遣 ・地域イベント会場に出展し啓発活動や花と緑いっぱい運動を実施 ・小学校租税教室への講師派遣や絵はがきコンクール、中学生税についての作文
出会い・交流機会		春日部法人会	・ゴルフコンペ、芸術鑑賞会、賀詞交歓会、ボウリング大会など様々な交流機 会があります

公益社団法人 春日部法人会

TEL : 048-761-3551
FAX : 048-752-8244

<http://kasukabehojinkai.jp/>

春日部法人会ホームページでは様々な活動を写真でご紹介しています

悔しすぎる経験から不動産の道へ

春日部支部

株式会社 新井ホーム
代表取締役 新井 泰典



弊社は祖父の代から数え
ると60年以上、不動産業に携
わっています。現社長の私、
新井泰典は「新井ホーム」を
経営していますが、もともと不動産に進むつもりはあ
りませんでした。きっかけは、祖父の土地の相続で体験
した「悔しすぎる出来事」でした。

祖父は農業のかたわら、早くから宅建を取得し「庄和
不動産」を立ち上げて仲介業をしていました。今思えば、
本当に先見の明があった人です。でも私は不動産には
全然興味がなく、大学を卒業した後はスーパーに就職。
魚売り場で「本日の特売ですよ!」とマイクを握って
いたくらいです。

ところが祖父が亡くなり相続が発生すると、事態は
一変。不動産の相続税がとんでもなく高く、当時の私の
生涯年収を超える額でした。実際に物納で土地を差し
出し、納税したのは父ですが、祖父が苦勞して守って
きた土地を手放さざるを得ない現実を目の当たりに

し、悔しくてたまりませんでした。しかも後になって
「他の方法もあった」と知り、その無念さはさらに募り
ました。

「もっと知っておけばよかった」「あの土地を取り戻
したい」——その気持ちが、不動産の道へ進む大きな
原動力になりました。私はスーパーを辞め、都内や埼玉
の会社で10年ほど修行を積み、祖父の「庄和不動産」を
継ぐ形で「新井ホーム」として再出発しました。

今は中古物件を買い取り、リフォームして販売する事
業をメインにしています。単なるビジネスではなく、かつて
失った土地への悔
しさと、地域の役に
立ちたいという思
いが詰まった仕事
です。遠回りはしま
したが、あの体験
があったからこそ
今の自分があると
実感しています。



後方左から祖母、祖父、父、妹、本人。右上に庄和不動産の看板▲



株式会社 新井ホーム

住所：春日部市西金野井100-32
電話：048-746-2632
<https://www.araihome.co.jp>

挑戦と成長

白岡支部

有限会社 柳石材店
取締役 柳 和志



弊社は明治27年に創業し、
白岡市で石材店を営んでおり
ます。以来120年以上、地域
に根差し、市内近郊のお寺や
個人墓地をはじめ、企業・法人からのご依頼にも応えて
まいりました。

突然の父の急逝により家業を継いだ当時、私は石材
加工の職人であり、経営の知識は全くありませんでした。
しかし、多くの方々に支えられ、今日まで事業を続
けることができています。ご縁に恵まれたことに、心か
ら感謝しております。

近年は、お墓に対する考え方が多様化し、墓じまいを

選ぶ方も増えています。その一方で、お墓離れが進み、
業界全体が元気を失いつつあるのも現実です。加えて
職人の高齢化や体力的な問題から、廃業を余儀なくさ
れる石材店も少なくありません。

私自身、体力面の不安を克服するためにトレーニング
を始めました。現在では「プロテインマイスター」の
資格も取得し、栄養管理や体調維持に努めています。い
つまでも動ける身体を保ち、挑戦を続け、成長してい
きたいと考えています。

これからも、先代から受け継いだ石材業を守りなが
ら、時代の変化に合わせて工夫を重ね、地域に貢献で
きる存在であり続けたいと思います。



有限会社 柳石材店

住所：白岡市白岡1508
電話：0480-92-3376
<http://yanagi-sekizai.com>

新入会員ご紹介

(令和7年7月1日～令和7年9月30日新入会員)

◎岩槻支部	株式会社フォーナイン	さいたま市岩槻区浮谷2814	webサイト企画・制作業
	横山隆税理士事務所	さいたま市岩槻区太田2-2-25	税理士
◎久喜支部	株式会社新井設備	久喜市桜田3-10-31	管工事
	MJC	久喜市上川崎192-8	IT業・販売業
	大島歯科診療所	久喜市本町2-4-8	歯科
	一和商事株式会社	葛飾区東新小岩2-18-1-906	プラスチック製品製造業
◎幸手支部	小澤電気設備株式会社	幸手市香日向4-16-6	電気・通信工事
	株式会社東武自動車	幸手市南1丁目4-26	自動車整備
◎春日部支部	むさし証券株式会社春日部支店	春日部市中央1-51-1	金融商品取引業
	株式会社MIRAI	さいたま市岩槻区増長95	土木工事
	株式会社ひまわり工房	春日部市大場1316-9 102号室	リフォーム工事
	株式会社N.S	春日部市大沼2-2-2 クリエイティブタウン307	建設業
	株式会社ムーセンフォーユー	川越市南台2-4-44 2階	人材派遣業
	株式会社エヌエスケアさいたま	春日部市中央一丁目59-3	介護事業
	東日本流通株式会社	千葉市稲毛区長沼原町332番地1	自動車運送業
	OK設備	秋田県大仙市神宮寺字神宮寺359	電気・設備工事業
◎白岡支部	株式会社石塚工業	白岡市高岩1800-3	外構工事
◎蓮田支部	Link	横浜市磯子区洋光台6-40-36 フレグランス2-101	建設業

ぜひ、新入会員をご紹介ください 会員増強運動展開中

9月～12月は会員増強特別強化月間

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約12,000の法人がありますが、このうち33%の約4,000社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官や税理士の皆さんを講師に迎えた説明会や研修会、著名人による講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「総務」「経理」のほか「在職老齢年金」に関する実務的なセミナーが定員を超える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や賀詞交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈

が広がることも法人会の大きなメリットです。こうした交流から、企業連携の拡大やコラボレーションによる新たな業務の発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面を中心に活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら、是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局をお願いします。



遺産分割争いに向き合う

遺産分割をめぐる事件が増加しています。令和6年では1.5万件を超えており、年々増加傾向にあります。人が亡くなり相続が発生すれば相続財産は相続人が協議によって分割します。その分割争いが増加しているのです。ちなみに令和6年の出生者数は68万6,061人と前年より4万人余り減ったのに対し、死亡者数は160万5,298人と前年より3万人増えていることからその傾向が伺えます。

相続で醜い争いを起こさないようにするには生前の対策が重要です。相続(=死)については、子供から親へはなかなか話しにくいものですが、しっかりと現実に向き合い家族間で話し合いをしておくべきです。

相続の際、「お兄ちゃんばかり」や「お前は結婚の時に」などの個人の思惑がぶつかり合う醜い争いが起きる事は少なくありません。相続人それぞれの触れにくい心情は、いざ相続になると大きなズレとなって表れ収集が着かなくなるのです。遺産分割は分割協議が大前提ですが、特に近年は日常会話が少なくなっており、遺産分割についての話し合いが上手く行かないケースが増加しています。生前に個々人の思いのたけを忌憚なく話し合うことが遺産分割には重要なのです。

「うちは財産少ないから」の声が聞こえてきますが、財産が少なくても揉めるときは揉めます。裁判所で争う調停・審判の多くは5,000万円以下で全体の77%にもなります。5,000万円というと結構な資産ではないかと思われるかも知れませんが、都市部で自宅を

所有していれば、それだけで数千万円、場合によっては億にもなりますのでごく普通の家庭でも起こりうるのです。

では、話し合ってもなかなか結論が見いだせない場合はどうすればいいのでしょうか。

分割しようにも分けられない不動産や株式などのように分割すると価値がなくなる財産、そもそも話し合いがスムーズに進まない様なケースでは、「代償分割(家事事件手続法195)」という方法が使えます。例えば事業承継の際、後継者と非後継者の受け継ぐ財産のバランスをとる場合などに効果的で、後継者を羨む気持ちを非後継者に残さないようにする効果が期待出来ます。(詳しくは専門家にご確認ください)

リスクマネジメントとは、想定外を無くす試みと言われていますが、遺産分割争いに向き合い揉め事を回避することはリスクマネジメントそのものといえます。

著者プロフィール: Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
AIG損害保険株式会社 埼玉支店……………電話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

令和7年度 福利厚生制度推進連絡協議会を開催

令和7年9月29日(月)に木曽路春日部店で令和7年度福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。

この会議は、令和元年に開催して以来、コロナ禍となり開催を見送ってきたという経緯があります。今回は6年ぶりの開催となりました。

山田会長の挨拶、大同生命保険株式会社澤田埼玉支社長挨拶の後、会議のみの参加となった春日部税務署法人課税第一部門加倉田統括国税調査官を紹介し、ご挨拶をいただきました。

続いて、令和7年度の福利厚生制度推進状況について、協力保険会社の大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険の皆さんから報告を頂戴しました。

各法人会の収支の中では、会費と同様にこの協力保険会社の保険料から全法連に手数料が入り、各都道府県連を通じて、それぞれの法人会にも公益事業に費やすための助成金が収入計上されます。

昭和46年からこの福利厚生制度



が始まり、半世紀を経ています。また、法人会員は、これらの保険料の掛け金についても割引を受けて加入できますので、会員の皆様にも保険が必要となった際には、協力保険会社のご利用をお勧めいたします。

会議に続いて、情報交換会が開催され、宮田組織・厚生委員長の挨拶、AIG損害保険株式会社小山埼玉支店長の挨拶の後、アフラック生命保険株式会社小平埼玉総合支社長の乾杯で情報交換会が始まりました。6年ぶりの開催となり顔ぶれも代わり、初対面の方々が多い中での和気あいあいとした情報交換になりました。

最後に、服部組織・厚生副委員長に締めていただきました。



第15回 会員交流ゴルフ大会

10月23日(木)

於 フレンドシップカントリークラブ



幸手支部吉田さんの
ティーショット



女性部会の皆さん



大同生命、白岡支部、
宮代支部の皆さん



久喜支部の皆さん

前日までの雨も上がり、若干曇った空の下、第15回となる会員交流ゴルフ大会が開催となりました。

半分くらいの皆さんがスタートした頃には、肌寒い朝とは打って変わって、陽も覗かせて、秋らしい青空となりました。

会員相互の交流と新規会員勧誘を目的に開催している大会は今年で第15回となります。

コロナウイルスが一昨年に感染症法の2類から5類へ移行したことに伴い、昨年に引き続き、プレー後のパーティも開催することとし、全18ホールのスコアで順位付けをさせていただく形式となりました。

7支部から22組81名の皆さんに参加いただきました。

協賛賞品は、(有)山田人形店、(有)ミヤタガス、フレンドシップCC、ゴルフパートナー久喜青葉店の4社の皆さんから頂戴しました。皆様のご厚意に深く感謝いたします。

優勝：久喜支部 半澤啓吾さん

準優勝：春日部支部 山本和典さん

ベスグロ賞 男子：蓮田支部 山本忠司さん

ベスグロ賞 女子：春日部支部 白井由美さん

ドラコン賞OUT：久喜支部 並木大輔さん

ドラコン賞 IN：久喜支部 石井敦子さん

ニアピン賞OUT：春日部支部 新井陽子さん

ニアピン賞 IN：久喜支部 小林嵩明さんが受賞されました。



見事優勝の半澤さん

税の啓発活動や社会貢献活動と共に、会員相互の交流・親睦の機会は、広域にわたり、さまざまな業種の方々が会員となっている春日部法人会ならではの活動です。

皆様、大変お疲れ様でした。

宮田組織・厚生委員長の挨拶

